

オープン カレッジ

近年、ネットオークションやフリマアプリを利用した個人間取引が広がりをを見せているが、法律の線引きとしては非常に曖昧である。本来、このような取引には古物商許可申請が必要であるが、事業者でない「個人」が「営利」を目的とせず、「反復的」「継続的」に行わない限りにおいて無許可でも販売ができるとされている。

個人による営利目的の「転売」

を記憶されている方も多からう。昭和生まれの世代としては、営利目的の転売など聞くと、いわゆる「ダフ屋」がまず思い浮かぶが、東京オリンピック見据えて、「特定興行入場券の不正転売の禁止などによる興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」、いわゆる「チケット不正転売禁止法」が定められ、2019年6月14日から施行された。同法により、特定の条件（興行の日時・場所や座席）あるいは入場資格者そのものが指定されていることや、購入者を確認する旨が示されていること、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨が明示されている

何らかの規制・罰則設定を

のグッズ、人気の高い新商品などは「獲物」にされやすい。コロナ禍中にマスクやゲーム機などが高額で転売されて問題になったこと



愛知淑徳大学 助教授
藤井 英明

ことなど）を満たしたチケットを、興行主が設定した売価を超える価格で販売することが禁止された。

しかし、チケット以外のモノ（や時にはサービスを受ける権利）の転売に対する法規制はなかなか難しいのが現実である。そもそも、「転売ヤー」と呼ばれるよ

うな、営利目的で高額転売を行なう者たちに商品を売らないようにすれば良いようにも思えるが、これにはいわゆる「独占禁止法」に

係る問題がある。

メーカーには、自社の商品のブランドイメージや価格そのものを下落させたくないという思惑が働くが、

同法では、メーカーが小売店や商品購入者に対して転売を妨げたりや販売価格の制限を行なうことを厳しく禁じている（再販売価格維持行為の禁止）。市場における自由な価格競争を妨げる行為を排除するためである。商品の供給側が制限を設定するのは容易ではない。

やはり、明らかに営利目的で高額転売を行なう側に対して規制および罰則を設定する必要があろう。最近では自動処理、いわゆる「bot」を利用して、発売と同時に商品を大量に買い占めたり、あらかじめ商品を買うことすらせず、買

い手からの注文が入ってから自動的に品物を注文したりする（無在庫転売）プログラムを利用している、「個人」と呼ぶには明らかに違和感を覚えるような「転売ヤー」も少なくない

と言われている。フリマサイトなどでは規約で禁止しているものの、いたちここの状態だ。

民間企業の試算では「転売」の市場規模は2・5兆円を超えると言われている。

（この中にはもちろん事業者の売り上げも含まれており問題は複雑であるが、）

そろそろ個人による無免許の「転売」の取り扱いについて、真剣に考えるべきであらう。

ふじい・ひであき 専門は経済史、小売流通史。立教大学大学院博士後期課程単位取得退学、修士（経営学）。1975年生まれ。